

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年9月24日（令和6年（行個）諮問第161号）

答申日：令和7年10月10日（令和7年度（行個）答申第100号）

事件名：本人の行政文書開示請求に対する一部開示決定に係る起案文書の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる4文書（以下、順に「対象文書1」ないし「対象文書4」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年3月28日付け東労発総個開第5－1894号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

開示された文書中において、法78条1項3号イ、5号、6号、7号ハに該当する情報はない。よって、審査を請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和6年1月11日付け（同月29日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求をした。

（2）これに対して、処分庁は、令和6年2月28日付け東労発総個開第5－1894号により、法83条2項の規定に基づく、保有個人情報開示決定等の期限の延長をした上で、同年3月28日付け東労発総個開第5－1894号により原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服と

して、同年6月24日付け（同月26日受付）で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、一部については新たに開示し、その余の部分については、不開示情報の適用条項を追加した上で、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

（1）対象保有個人情報について

ア 原処分に至るまでの経緯

審査請求人は、開示請求者として、令和5年11月1日付け（同月6日受付）で、処分庁に対して、行政機関の保有する情報の公開に関する法律3条の規定に基づき、「令和3年特定月に特定労働基準監督署から特定法人特定事務所（特定住所）に交付された是正勧告書の控とそれに関する監督復命書と監督復命書続紙（添付書類は除く）」に係る開示請求（以下「別件行政文書開示請求」という。）をした。

これに対し、処分庁が、令和5年12月6日付け東労発総開第5－297号により同法10条2項の規定に基づく開示決定等の期限の延長をした上で、同月27日付け東労発総開第5－297号により「令和3年度に特定労働基準監督署の監督復命書綴に編綴された、特定法人特定事務所に関する監督復命書、監督復命書（続紙）及び特定事業場へ交付した是正勧告書（控）」について一部開示決定（以下「別件行政文書開示決定」という。）をしている。

（中略）

本件対象保有個人情報は、別件行政文書開示決定の際に東京労働局特定部が作成した起案文書一式に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報（本件対象保有個人情報）である。

イ 個人情報非該当の部分について

なお、本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書を確認したところ、対象文書3の⑤及び⑧については、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれておらず、また、審査請求人が申告した事案に関連して担当官が収集等した情報も含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないものである。

（2）不開示情報該当性について

ア 起案文書（対象文書1）

起案文書とは、都道府県労働局等において、担当官が事案の処理について、決裁権限を有する者に説明し、許可、決定、承認等の意思決定を受けるために作成する文書である。

都道府県労働局等が使用している起案文書には、一般的に、「施行注

意」、「専決種別」、「保存種別」、「局号・部号欄」、「起案」、「決裁」、「施行」、「公印」、「決裁者の押印欄」、「起案」、「担当者職氏名」、「標題」、「合議部課決裁者押印欄」、「伺い文」等から構成されている。

(ア) 法 7 8 条 1 項 6 号

対象文書 1 の①及び②には、起案文書作成者等の事案の処理に関する行政官庁の意思決定等に関する内容が記載されている。

これらの情報には、東京労働局特定部における今後の処理方針等が記載されている。この記載内容には国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、都道府県労働局等の担当者においても、将来、伺い文が開示されることによる不利益を防ぐために、起案文書に本来記載すべき報告事項を記載することを控えることにもなりかねず、その結果、都道府県労働局等の内部において、上司令の関係者に報告すべき事項が適切に報告されず、上司令の関係者が検討事項の経過を的確に把握することができなくなり、都道府県労働局等の内部における検討・協議に支障を来したり、上司から担当官に対し、検討事項についての的確な指示を行うことが困難になる。

このため、これらの情報を開示することで、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなることにより、国の機関内部での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、これらの情報は、法 7 8 条 1 項 6 号に該当する。

(イ) 法 7 8 条 1 項 7 号柱書き

対象文書 1 の①及び②には、別件行政文書開示請求に関する検討内容が記載されており、また、ありのままの率直な意見等が記載されることが予定されているところ、これが開示されることとなれば、担当者の処理方針等が明らかとなり、今後、行政文書開示請求事案に携わる職員は、審査請求人から反発、苦情、非難を受けることなどを恐れ、率直かつ詳細な記載を避け、当たり障りのない記載をする事態が想定されるなど、処分庁が行う保有個人情報の開示等に伴う施行事務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれているから、対象文書 1 の①及び②は、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報として、法 7 8 条 1 項 7 号柱書に該当するため、不開示を維持することが妥当である。

なお、法 7 8 条 1 項 7 号柱書きは、原処分では、不開示情報の適用条項として示されていないが、法 7 8 条 1 項 7 号柱書きを不開示情報の適用条項に追加して不開示を維持することが妥当である。

イ 担当者が作成又は収集した文書（対象文書 3）

対象文書３は、東京労働局特定部の職員が、本件対象文書を作成・施行するために必要な書類として作成・収集した文書である。

(ア) 法７８条１項２号

対象文書３の⑦及び⑩には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されていることから、法７８条１項２号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(イ) 法７８条１項３号イ

対象文書３の⑥及び⑨には、是正期日が記載されているが、監督指導を行った場合に、是正期限までどの程度の期間を指示するかについては、法違反や指導の内容等によって異なり、対外的に明らかにしていない、いわゆる手の内情報である。

これを明らかにすることにより、是正期日の長短が明らかとなれば、法違反等の程度を推測させることとなり、ひいては是正意欲を有する事業場であっても、対外的に悪質な事業場との推定を受けることとなり、当該事業場の対外的な信用の失墜につながるほか、事業場においては、対外的な信用の失墜を免れようと、監督指導時において法違反の指摘を免れようとし、法違反の隠蔽に努めるおそれも認められる。

加えて、是正期日を開示することにより、当該報告が期日内にされたか否かが明らかになる。仮に期日を超過して報告が行われた場合、これを明らかにすると、当該臨検監督を受けた事業場の対外的な評価を失墜させることとなるから、対象文書３の⑥及び⑨は、法７８条１項３号イに該当する。

(ウ) 法７８条１項５号及び同条７号ハ

事業場との関係においては、是正期日及びその内容は公開しない前提で設定等を行っており、労働基準監督署と事業場の信頼関係を失わせることとなり、ひいては、労働基準監督署の実施する監督指導への協力等が得られなくなるほか、監督指導時に法違反の隠蔽が行われるおそれがあるから、対象文書３の⑥及び⑨は、法７８条１項５号及び同項７号ハに該当する。

併せて、報告が期日内に行われていた場合については開示することとした場合は、開示されない場合は期日を超過していることが明らかになることから、これについても上記と同様の結果を招くこととなることから、開示すべきではない。

(エ) 法７８条１項７号柱書き

対象文書３の②、④、⑫及び⑬には、特定保有個人情報の開示に

に伴い、東京労働局特定部と特定労働基準監督署とのやり取りや、東京労働局特定部と厚生労働省本省間で行った照会やこれに対する回答に関して協議、検討した内容が記載されている。これらの情報は、開示することにより、処分庁が行う保有個人情報の開示等に伴う事務や諮問庁が行う諮問に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれていることから、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報として、法78条1項7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

さらに対象文書3の⑪には、厚生労働省本省の職員のメールアドレスを推測させる情報が含まれている。国の機関のメールアドレスは、一般に公開されていない情報であり、これらの情報を開示することにより、メールアドレスについては、なりすましによる照会のほか、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すことなど、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法78条1項7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(オ) 法78条1項6号

対象文書3の②、④、⑫及び⑬には、東京労働局特定部及び厚生労働省本省における今後の処理方針等が記載されている。この記載内容には国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、これらの情報は、法78条1項6号に該当する。

ウ 監督復命書及び続紙（対象文書4）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書であり、一般的には、監督復命書の標題が付され、「完結区分」、「監督種別」、「整理番号」、「事業場キー」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「外国人労働者区分」、「企業名公表関係」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」、「店社」、「労働組合」、「監督官氏名印」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「署長判決」、「副署長決裁」、「主任（課長）決裁」、「参考事項・意見」、「No.」、「違反法条項・指導事項・違反態様等」、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」、「確認までの間」、「備考1」、「備考2」、「面接者職氏名」及び「別添」等が記載されている。

(ア) 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の以下(イ)以外の部分

a 法78条1項3号イ

対象文書4の①、②、④、⑥、⑦及び⑨の「労働者数」欄等には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、法人内部の労務管理に関する情報等であることから、開示されることとなれば、人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法78条1項3号イに該当する。

b 法78条1項3号ロ

対象文書4の①、②、④、⑥、⑦及び⑨の「労働者数」欄等には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであるから、これらの情報は、法78条1項3号ロに該当する。なお、同号ロは、原処分では、不開示情報の適用条項として示されていないが、同号ロを不開示情報の適用条項に追加して不開示を維持することが妥当である。

c 法78条1項5号及び同項7号ハ

対象文書4の①、②、④、⑥、⑦及び⑨の「労働者数」欄等には、事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの情報は、法78条1項5号及び同項7号ハに該当する。

d 法78条1項2号

対象文書4の③及び⑧には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されているため、法78条1項2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないから、これら

の情報は、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部

対象文書4の⑤及び⑩の監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部には、監督指導を実施した後の事案全体の事後処理方針に係る所属長による判決及びこれに関する担当官の意見が記載されている。

a 法78号1項3号イ

「署長判決」欄において、所属長は、監督復命書に記載された各種情報及び「参考事項・意見」欄に記載された担当官の意見も踏まえた上で、「完結」、「要再監」、「要確認」、「要是正報告」及び「要改善報告」の5つの区分から事案の処理方針を決定する。「完結」とは、監督指導を実施した事業場において、労働基準関係法令違反やその他の問題点がないため行政指導の必要がなく処理終了とする場合、又は非常に重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため行政指導には馴染まず、刑事手続に移行する場合に行う判決、「要再監」とは、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場に対して再び監督指導を実施することによって確実に行うべきとする判決、「要確認」とは、「要再監」には至らないものの悪質な法違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場から客観的な資料の提出を求め、それによって確実な確認を行うべきとする判決、「要是正報告」とは、「要再監」又は「要確認」以外の法違反が認められるため、当該事業場からの是正の報告をもって処理終了とすべきとする判決、「要改善報告」とは、労働基準関係法令違反ではないものの、労働環境の改善に向けた指導すべき事項が認められるため、当該事業場からの改善の報告をもって処理終了とすべきとする判決である。

「要再監」や「要確認」（労働基準関係法令違反が認められた場合の「完結」を含む。以下同じ。）の判決がなされた事案の場合、これらの情報が開示されることとなれば、事業場において認められた法違反が悪質であると捉えられることにより、当該事業場が是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている場合であっても、当該事業場が是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれるおそれがある。また、仮に他の情報から「署長判決」欄の内容が推測し得るとしても、このような誤った印象を持たれるおそれについては、単に推測されるに留まっている場合と、労働基準監督署長が現に判断したものが具体的に明

らかになる場合とでは、次元が大きく異なるものである。さらに、「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案のみを開示しない取扱いとした場合には、「署長判決」欄が開示されていないときは、「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案であることが明らかとなるため、特定の署長判決である場合のみを開示すべきではなく、いずれの署長判決であったとしても一律に開示すべきではない。

したがって、これらの情報が開示された場合、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、対象文書４の⑤及び⑩は、法７８号１項３号イに該当する。

b 法７８条１項５号及び同項７号

上述のとおり、是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている事業場であっても「署長判決」欄が公にされたことによって、是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれ、労働基準監督官による指導に対する是正意欲を無くすほか、そもそも指導自体をさせないように監督指導に非協力的になるなど、法違反の隠蔽にもつながることとなりかねず、その結果、労働基準関係法令違反の発見を困難にするおそれが生じ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれもあるものである。

したがって、対象文書４の⑤及び⑩が開示された場合、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの情報は、法７８条１項５号及び同項７号ハに該当する。

c 法７８条１項６号

いわゆる災害調査復命書のうち行政内部の意思形成過程に関する情報に係る部分は民事訴訟法（平成８年法律１０９号）２２０条４号ロ所定の文書に該当するが、労働基準監督官等の調査担当者が職務上知ることができた事業者にとっての私的な情報に係る部分は同号ロ所定の文書に該当しないとされた最高裁判所平成１７年１０月１４日第三小法廷決定において、「行政内部の意思形成過程に関する情報」の例示として災害調査復命書の「署長判決」を挙げているが、この災害調査復命書における「署長判決」欄と本件監督復命書における「署長判決」欄は、労働基準監督署長が行う事案の処理方針の決定を行う点において同様のものであり、本件監督復命書における「署長判決」欄も、行政内部の意思形成過程に関する情報である。

したがって、これらの情報には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、対象文書４の⑤及び⑩は、法７８条１項６号に該当する。

(３) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした部分のうち、対象文書１の③及び対象文書３の⑭については、法７８条１項各号に定める不開示情報に該当しないこと及び原処分で開示された情報から知り得る情報に該当することから、新たに開示することとする。

(４) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において「開示された文書中において、法７８条１項３号イ、５号、６号、７号ハに該当する情報はない。」旨を主張しているが、上記３（２）で述べたとおり、開示請求の対象となる保有個人情報ごとに、法７８条１項各号に基づいて、不開示情報該当性を判断しているものであるから、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示・不開示の結論に影響を及ぼすものではない。

４ 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記３（３）に掲げる部分については、新たに開示し、その余の部分については、上記３（２）のとおり、不開示情報の適用条項に法７８条１項３号ロ及び７号柱書きを追加した上で、不開示を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和６年９月２４日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年１０月１０日 審議
- ④ 令和７年９月１６日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年１０月６日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報について、その一部を法７６条１項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法７８条１

項2号、3号イ、5号、6号及び7号ハに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の不開示部分のうち、法78条1項3号イ、5号、6号及び7号ハに該当するとして不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると解され、諮問庁は、本件不開示部分のうち、一部を新たに開示するとし、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については、不開示理由を法78条1項3号イ及びロ、5号、6号並びに7号柱書き及びハに追加・変更して、不開示を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）

ア 通番1の別表の5欄に掲げる部分は、別件行政文書開示請求に対する別件行政文書開示決定を行うための起案文書の伺い文である。

当該部分は、別件行政文書開示請求事案の処理に関する方針が記載されているが、本件の原処分よりも前に、既に別件行政文書開示決定が行われ、審査請求人に対し、通知されており、原処分時点において審査請求人にとって既知の事実に対応した一般的な内容にすぎないと認められることから、これを開示しても、国の機関内部における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、また、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項6号及び7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

イ 通番2の別表の5欄に掲げる部分は、開示決定等の期限の延長についての起案文書の一部である。

当該部分には、処理期限に関する方針が記載されているが、審査請求人に対して既に別件行政文書開示請求に係る開示決定等の期限の延長について通知されており、原処分時点において審査請求人にとって既知の事実に対応した一般的な内容、又は原処分において合議部課が開示されていることから推認できる事務処理上の一般的な記載にすぎないものと認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法78条1項6号及び7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番3及び通番4の別表の5欄に掲げる部分は、東京労働局特定部と特定労働基準監督署の間で行われた別件行政文書開示請求に係るや

りとりが記載されているが、当該部分は、事務的な内容が記載されているにすぎないと認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法７８条１項６号及び７号柱書きに該当せず、開示すべきである。

エ 通番１１及び通番１６の別表の５欄に掲げる部分は、監督復命書の「労働組合」欄、「週所定労働時間」欄及び「最も賃金の低い者の額」欄である。

当該部分は、いずれも秘匿すべき有意な情報が記載されているとは認められず、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはなく、開示しないとの条件を付して提供された情報とも認められない。また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当な理由があるとも認められず、正確な事実の把握が困難になるなど、労働基準監督署が行う検査等事務に関し支障を及ぼすおそれもない。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号イ及びロ、５号並びに７号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(２) その余の部分（別表の５欄に掲げる部分を除く部分）

ア 法７８条１項７号柱書き該当性

(ア) 通番９及び通番１０の不開示維持部分

当該部分は、東京労働局特定部と厚生労働省本省の間で行われた別件行政文書開示請求に係るやりとりであり、今後の処理方針等が具体的かつ詳細に記載されている。当該部分を開示すると、処分庁や諮問庁が行う開示請求に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法７８条１項７号柱書きに該当し、それぞれの通番の４欄に掲げるその他の不開示事由（同項各号）について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番７及び通番８の不開示維持部分

当該部分は、厚生労働省本省の職員のメールアドレスが推測できる情報が記載されている。当該メールアドレスは、一般には公にされておらず、これを開示すると、同省の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該部分は法７８条１項７号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法７８条１項７号ハ該当性

通番５、通番６、通番１１（別表の５欄に掲げる部分を除く部分）、通番１２ないし通番１５及び通番１６（別表の５欄に掲げる部分を除く部分）ないし通番２０の不開示維持部分は、是正勧告書（控）の「是

正期日」欄の一部、監督復命書の「完結区分」、「監督種別」、「労働者数」（全体、企業全体）、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「外国人労働者区分」、「企業名公表関係」、「署長判決」（日付部分を除く。）、「参考事項・意見」、「No.」、「違反法条項・指導事項・違反態様等」、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」及び「別添」の各欄の記載の全部又は一部並びに監督復命書（続紙）の「監督種別」及び「参考事項・意見」の各欄の記載の全部又は一部である。当該部分を開示すると、特定労働基準監督署の調査の着眼点、手法・内容等並びに監督官が臨検監督を行ったことにより判明した事実及び監督官の判断、対応方針等が明らかとなることで、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 7 号ハに該当し、それぞれの通番の 4 欄に掲げるその他の不開示事由（同項各号）について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 76 条 1 項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は、法 78 条 1 項 2 号、3 号イ、5 号、6 号及び 7 号ハに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が、同項 3 号イ及びロ、5 号、6 号並びに 7 号柱書き及びハに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の 5 欄に掲げる部分を除く部分は、同号柱書き及びハに該当すると認められるので、同項 3 号イ及びロ、5 号並びに 6 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項 3 号イ及びロ、5 号、6 号並びに 7 号柱書き及ハのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第 3 部会）

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

- 1 本件請求保有個人情報（下記文書に記録されている保有個人情報）
審査請求人が請求した令和5年12月27日決定の東労発総開第5
－297号に関する起案文書（添付されている書類も全て含む）
- 2 本件対象保有個人情報が記録された文書
 - （1）起案文書（1頁、9頁）（対象文書1）
 - （2）審査請求人が東京労働局に提出した文書（6頁、8頁）（対象文書2）
 - （3）担当官が作成又は収集した文書（2頁ないし5頁、7頁、10頁、
11頁、14頁、17頁ないし20頁）（対象文書3）
 - （4）監督復命書及び続紙（12頁、13頁、15頁、16頁）（対象文書4）

別 表

1 文 書 番 号 及 び 文 書 名	2 頁	3 不開示維持部分	4 法 7 8 条 1 項 各 号 該 当 性	通 番	5 3 欄 の う ち 開 示 す べ き 部 分
対 象 文 書 1 起 案 文 書	1	①	3 行 目 1 9 文 字 目 不 足 し 6 行 目	6 号、	1 全 て
	9	②	3 行 目 1 3 文 字 目 不 足 し 5 行 目	7 号 柱 書 き	2 全 て
	1	③	2 行 目 3 8 文 字 目 不 足 し 3 行 目 1 8 文 字 目	(諮問 庁 が 新 た に 開 示)	—
対 象 文 書 2 審 査 請 求 人 が 東 京 労 働 局 に 提 出 し た 文 書	6 、 8	①	(原処分で全て開示)		—
対 象 文 書 3 担 当 者 が 作 成 又 は 収 集 し た 文 書	2	①	(原処分で全て開示)		—
	3		(原処分で全て開示)		
	4	②	全 て	6 号、 7 号 柱 書 き	3 全 て
	5	③	(原処分で全て開示)		—
	7		(原処分で全て開示)		—
	1 0		(原処分で全て開示)		—
	1 1	④	全 て	6 号、 7 号 柱 書 き	4 全 て

	1 4	⑥	「是正期日」欄上から1枠目、3 枠目、6枠目、9枠目	3号 イ、5 号、7 号ハ	5	—
	1 7	⑨	「是正期日」欄上から1枠目、3 枠目、6枠目、9枠目	3号 イ、5 号、7 号ハ	6	—
	1 8	⑪	2行目9文字目ないし最終文字	7号柱 書き	7	—
			5行目38文字目ないし6行目7 文字目、11文字目ないし30文 字目、35文字目ないし最終文字		8	—
		⑫	7行目4文字目ないし8行目	6号、 7号柱 書き	9	—
		⑬	12行目ないし32行目		1 0	—
		⑭	2行目1文字目ないし4文字目、 3行目1文字目ないし5文字目、 4行目1文字目ないし3文字目、 5行目1文字目ないし3文字目、 7行目1文字目ないし3文字目	(諮問 庁が新 たに開 示)		—
			3行目6文字目ないし最終文字			—
			9行目12文字目、10行目、1 1行目6文字目並びに9文字目な いし11文字目、33行目			—
	1 9 、 2 0	⑮	特定企業のホームページを印刷し た文書（原処分で全て開示）			—
対 象 文 書 4 監 督 復 命 書 及 び 続 紙	1 2	①	「完結区分」欄、「監督種別」欄、 「労働者数」欄のうち「全体」欄 及び「企業全体」欄、「監督重点対 象区分」欄、「特別監督対象区分」 欄、「外国人労働者区分」欄、「企 業名公表関係」欄、「労働組合」欄、 「週所定労働時間」欄、「最も賃金	3号イ 及び ロ、5 号、7 号ハ	1 1	「労働組合」 欄、「週所定労 働時間」欄、「最 も賃金の低い 者の額」欄

		の低い者の額」欄、「参考事項・意見」欄 1 行目ないし 5 行目			
	②	「No.」欄上から 5 枠目ないし 7 枠目、「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄上から 5 枠目ないし 7 枠目、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄全て、「別添」欄 4 列目ないし 5 列目		1 2	—
1 3	④	「監督種別」欄、「参考事項・意見」欄 1 行目ないし 6 行目、7 行目 1 文字目ないし 2 8 文字目、9 行目ないし 1 3 行目、1 4 行目 1 文字目ないし 2 6 文字目、1 5 行目 2 8 文字目ないし 1 6 行目、1 7 行目ないし 1 8 行目、1 9 行目 1 文字目ないし 7 文字目、2 1 行目 2 1 文字目ないし 3 6 文字目、2 2 行目 2 文字目ないし最終文字	3 号イ 及び ロ、5 号、7 号ハ	1 3	—
1 2	⑤	「署長判決」欄（日付部分を除く。）	3 号 イ、5	1 4	—
1 3		「参考事項・意見」欄 2 5 行目	号、6 号、7 号ハ	1 5	—
1 5	⑥	「完結区分」欄、「監督種別」欄、「労働者数」欄のうち「全体」欄及び「企業全体」欄、「監督重点対象区分」欄、「特別監督対象区分」欄、「外国人労働者区分」欄、「企業名公表関係」欄、「労働組合」欄、「週所定労働時間」欄、「最も賃金の低い者の額」欄、「参考事項・意見」欄 1 行目ないし 5 行目	3 号イ 及び ロ、5 号、7 号ハ	1 6	「労働組合」欄、「週所定労働時間」欄、「最も賃金の低い者の額」欄
	⑦	「No.」欄上から 5 枠目ないし 7 枠目、「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄上から 5 枠目ないし 7 枠目、「是正期日・改善期日（命令		1 7	—

			の期日を含む)」欄全て、「別添」欄 4 列目ないし 5 列目			
1 6	⑨		「監督種別」欄、「参考事項・意見」欄 1 行目ないし 6 行目、7 行目 1 文字目ないし 2 8 文字目、9 行目ないし 1 3 行目、1 4 行目 1 文字目ないし 2 6 文字目、1 5 行目 2 8 文字目ないし 1 6 行目、1 7 行目ないし 1 8 行目、1 9 行目 1 文字目ないし 7 文字目、2 1 行目 2 1 文字目ないし 3 6 文字目、2 2 行目 2 文字目ないし最終文字	3 号イ及びロ、5 号、7 号ハ	1 8	—
1 2	⑩		「署長判決」欄(日付部分を除く。)	3 号イ、5 号、6 号、7 号ハ	1 9	—
1 3			「参考事項・意見」欄 2 5 行目	号、6 号、7 号ハ	2 0	—

(注 1) 諮問庁の理由説明書を基に、当審査会事務局において作成。

(注 2) 諮問庁が、保有個人情報非該当及び新たに開示するとしている部分は、「法 7 8 条 1 項各号該当性」の欄に、その旨記載。

(注 3) 審査請求人が不開示部分の開示を求めないと解される対象文書 3 の⑤、⑦、⑧及び⑩並びに対象文書 4 の③及び⑧は省略。